

短期間の送金、書類簡略化、手紙申請 県社協に緊急小口資金貸付改善を求める

厚労相は、コロナ感染の影響で収入が減少した人に生活費を貸付ける「緊急小口資金」の特例の取り扱いを通知。申込手続きの迅速化、提出書類の簡略化、手紙の申し込みなどを求めています。しかし、



県社協はほぼ「特例」前に準じた取り扱いをしており、これにできていません。新潟県生連は、県社協に改善を求める申入れをおこないました。これには新潟県生連役員、遠藤玲子県議らが参加し、笹川直樹生活支援課長が対応しました。

1 申し込みから4営業日に送金——貸付までの期間短縮

厚労相通知（事務連絡）は、申込日から2営業日（金融機関の営業日の2日間）での貸付を求めています。県社協のパンフは「申し込みから10日程度」としています。期間短縮の申入れに、「現在は4営業日に送金をしている」と回答。要求が前進しました。

2 申込時の実印押印と印鑑証明提出をやめよ——「検討する」

厚労省は、申請時に必要書類は事後提出でよいとし、登録印鑑、印鑑証明は求めていませんが、県社協は提出を求めています。これを「厚労省のいう全国標準に改めるべき」との要求に、「検討をさせてほしい」と述べ、後日新潟県生連に回答することを確認しました。複雑な事情を抱えている家庭、DV 被害者などには住民票の提出がなくても貸付けるよう求めました。明確な回答はありませんでした。

3 「手紙による申込は新潟ろうきんに委託した」

感染防止から、手紙による申請も可能とすることを求めました。5月1日から新潟ろうきんと委託契約した。手続きは、新潟ろうきん取次ぎセンター☎0120-480-975（平日9:00~17:00）⇒申込書類を申込者に送付⇒申込者が新潟ろうきんへ書類を郵送しておこないます。窓口でも申請書類はもらえることになっています。

県内の緊急小口資金の延べ相談件数は4482件、貸付は734件（5月7日）、「他県に比べ少ない傾向」と課長は述べています。地域へ知らせる宣伝、手続きへの援助を行うことが、いよいよ大事になっています。